風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う

資料２

条ずれによる大阪府青少年健全育成条例の一部改正について

（改正理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定中に引用している法令の条項が移動（いわゆる「条ずれ」）したため。

（改正内容）

　第３条及び第１０条、第２４条、第３７条を改める。

　＜参考：大阪府青少年健全育成条例 新旧対照表＞　　　　　　（傍線部分は改正部分）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （定義）  **第３条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  （１）～（５）省略  （６）飲食店営業　食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第１号に掲げる飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業及び同条第２号に掲げる喫茶店営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第２条第１項第１号から第３号までに掲げる営業を除く。）をいう。  （自主規制の規約の設定等）  **第10条**　次に掲げる者又はその組織する団体は、当該者がその営業に関し、青少年の健全な成長を阻害することのないようにするため遵守すべき基準についての協定又は規約（以下「自主規制の規約等」という。）を締結し、又は設定するよう努めなければならない。  （１）～（４）省略  （５）スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技機を設置して客に遊技をさせることを業とする者（風適法第**２条第１項第４号**に掲げる営業を営む者を除く。）  （夜間営業を行う施設への立入り制限等）  **第24条**　第10条第５号及び第７号から第９号までに掲げる者（同条第５号に掲げる者にあっては、風適法**第２条第１項第５号**に掲げる営業を営む者を除く。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に、青少年を当該施設に立ち入らせてはならない。  （青少年への勧誘行為の禁止）  **第37条**　何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。  （１）省略  （２）省略  （３）接待飲食等営業のうち、風適法**第２条第１項第１号**に該当する営業の客となるように勧誘すること。 | （定義）  **第３条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  （１）～（５）省略  （６）飲食店営業　食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第１号に掲げる飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業及び同条第２号に掲げる喫茶店営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第２条第１項第１号から第３号まで**、第５号及び第６号**に掲げる営業を除く。）をいう。  （自主規制の規約の設定等）  **第10条**　次に掲げる者又はその組織する団体は、当該者がその営業に関し、青少年の健全な成長を阻害することのないようにするため遵守すべき基準についての協定又は規約（以下「自主規制の規約等」という。）を締結し、又は設定するよう努めなければならない。  （１）～（４）省略  （５）スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技機を設置して客に遊技をさせることを業とする者（風適法**第２条第１項第７号**に掲げる営業を営む者を除く。）  （夜間営業を行う施設への立入り制限等）  **第24条**　第10条第５号及び第７号から第９号までに掲げる者（同条第５号に掲げる者にあっては、風適法**第２条第１項第８号**に掲げる営業を営む者を除く。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に、青少年を当該施設に立ち入らせてはならない。  （青少年への勧誘行為の禁止）  **第37条**　何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。  （１）省略  （２）省略  （３）接待飲食等営業のうち、風適法**第２条第１項第２号**に該当する営業の客となるように勧誘すること。 |

（改正時期）

平成２８年６月予定

（参　考）

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」新旧対照表（抜粋）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（傍線部分は改正部分）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （用語の意義）  **第２条**　この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。  （１）キャバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業  （２）喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（第前号に該当する営業として営むものを除く。）  （３）喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの  （４）まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業  （５）スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。） | （用語の意義）  **第２条**　この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。  （１）キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業  （２）待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）  （３）ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第１号に該当する営業を除く。）  （４）ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第1号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有するものとして政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）  （５）喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第１号から第３号までに掲げる営業として営むものを除く。）  （６）喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの  （７）まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業  （８）スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。） |